

おきぎんアンサーサービス利用規定

「おきぎんアンサーサービス」（以下本サービスといたします）は、株式会社沖縄銀行（以下当行といたします）が定めるこの利用規定（これに関連する規定・通知等を含み、以下本規定といたします）に従い提供されます。申込人は本サービスを、本規定に同意した上で利用するものとします。

1. 用語の定義

- (1) 「端末」とは、申込人が占有・管理するパソコンのうち当行所定の環境を備えた端末に限ります。
- (2) 「振込」とは入金指定口座が支払指定口座とは異なる当行内の本支店にある場合、もしくは当行以外の金融機関の本支店にある場合、または同一店内でも入金指定口座と支払指定口座が異なる名義へ送金することをいいます。
- (3) 「振替」とは支払指定口座と入金指定口座とが当行本支店にある同一名義へ送金することをいいます。
- (4) 「照会サービス」とは申込人の口座情報の提供を行うサービスをいいます。
- (5) 「申込書」とはおきぎんアンサーサービス申込書兼手数料引落依頼書をいいます。
- (6) 「支払指定口座」とはあらかじめ指定された申人名義のお申込口座のことをいいます。
- (7) 「入金指定口座」とは申込人が指定した当行の国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座のことをいいます。
- (8) 「VALUX接続ID等」とは、VALUXを利用する場合は株式会社NTT データから通知される接続IDまたは申込人があらかじめ届出た電話番号のことをいいます。

2. おきぎんアンサーサービス

(1) 本サービス内容

本サービスは、端末を用いた依頼に基づき、振込・振替サービスまたは照会サービスを行うサービスをいうものとします。

(2) 依頼方法

申込人は、端末を用いて依頼を行うに際しては、申込書にて届け出た申込人が占有・管理する端末より、当行へ依頼内容を送信してください。

なお、VALUXを利用する場合、申込人は、別途株式会社NTT データが提供する端末認証サービス VALUX の契約を締結し、同サービスを利用するものとし、当該利用に際して生じたトラブル・損害等について、当行は責任を負わないものとします。

(3) サービス取扱時間

取扱時間は当行所定の時間内とします。但し、当行はこの取扱時間を申込人に事前に通知することなく変更する場合があります。

(4) 取扱手数料

本サービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料（消費税を含む。）をいただきます。この場合、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書の手数料ご決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。

3. 振込・振替サービス

(1) 振込・振替サービスの内容

振込・振替サービスとは、申込人が占有・管理する端末を用いた振込または振替の依頼に基づき、申込書の振込・振替サービスの支払口座よりご指定金額を引落のうえ、入金指定口座宛に、振込または振替を行うサービスをいうものとします。

(2) 振込・振替上限金額の設定

1回当たりの振込・振替金額は、申込書の1回当たりの振込・振替上限金額の範囲内とします。

(3) 振込・振替依頼の方法

振込・振替の依頼は以下の方法で行ってください。

① 事前登録方式

申込人が事前に当行宛登録した入金指定口座への振込・振替を依頼する場合は、振込・振替指定日、受取人番号、振込・振替金額等の所定事項を、当行へ送信してください。

② 都度指定方式

申込人が事前に当行宛登録していない入金指定口座への振込・振替予約を依頼する場合は、申込人は振込・振替指定日、受取金融機関コード、受取支店番号、受取人口座番号、振込・振替金額等の所定事項を、都度指定方式対応の通信ソフトを用いて、当行へ送信してください（ご利用サービスによっては都度指定方式による取扱いができない場合もあります。）。

(4) 振込・振替依頼の確認

① 当行が振込・振替依頼を受信した場合、当行が認識した端末のVALUX接続ID等、支払指定口座番号、受取人番号、振込振替暗証番号が、申込書のVALUX接続ID等、支払指定口座番号、受取人番号、振込振替暗証番号と一致した場合は、当行は申込人からの依頼とみなし、受信した依頼内容をVALUX接続ID等の申込人の占有・管理する端末へ送信します。

② 申込人は、依頼内容が正しい場合は、所定の操作により依頼内容を確認してください。確認の際、都度指定方式による依頼の場合は、申込人は申込書の確認暗証または都度指定用暗証を入力してください。

③ 前号の確認は、以下の各時限までに当行に到達するように送信してください。確認が以下の各時限までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。但し、当

行は申込人に事前に通知することなく各時限を変更することがあります。

イ 当行本支店口座へ依頼日当日付での振込または振替を依頼する場合は22時まで。

ロ 当行以外の金融機関の口座および当座預金へ依頼日当日付での振込を依頼する場合は15時まで。

(5) 振込・振替依頼の確定

① 前項の確認が、必要な時限までに当行に到達し、かつ都度指定方式による依頼においては、当行が認識した振込振替暗証番号が申込書の振込振替暗証番号と一致した場合は、当行は正当な申込人からの振込・振替サービスによる振込・振替依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。

② 前号の振替依頼の確定後は振替依頼の取消・変更はできません。また、前号の振込依頼の確定後に振込依頼の取消・変更が必要な場合は、当行は申込人からお取引店に組戻依頼書の提出を受けたうえ、組戻手続を行うものとし、この場合、当行所定の組戻手数料（消費税を含む。）をいただきます。

(6) 振込・振替資金及び振込手数料の引落

① 当行は、申込人が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、貯蓄預金規定、通知預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、支払指定口座より引落します。

② 前号の引落は、依頼日当日付での振込・振替を依頼した場合は、振込・振替依頼が確定した時点で行います。

(7) 資金の引落ができない場合の処理

前項の引落ができなかった場合（支払指定口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含む。）は、当行は申込人に対し、振込資金等の引落不能の旨の通知は行いません。当該振込・振替依頼は取り消されたものとして取扱います。

(8) 入金指定口座への入金ができない場合の処理

振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行は申込人からお取引店に組戻依頼書の提出を受けたうえ、組戻手続を行うものとします。この場合、当行所定の組戻手数料（消費税を含む。）をいただきます。なお、振替および当行本支店宛の振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行所定の方法により、当該振込振替依頼を取り消します。

(9) 取引内容の確認

① 振込・振替サービスによる取引後は、申込人は、速やかに普通預金通帳、貯蓄預金通帳、通知預金通帳の記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取引内容を照合してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨をお取引店に連絡してください。

② 取引内容、残高に相違がある場合において、申込人と当行との間で疑義が生じたときは、本条3項に基づき申込人より当行に対して送信された所定事項として、当行のシステム上記

録されていた内容をもって処理します。

4. 照会サービス

(1) 照会サービスの依頼

申込人は、照会サービスを依頼する場合は、照会暗証番号、サービス利用口座、照会種別コード等の所定事項を、当行へ送信してください。

(2) 口座情報の返信

当行が照会依頼を受信した場合、当行が認識した申込人の口座番号、照会暗証番号が、申込書のお申込代表口座番号、および照会暗証番号と一致した場合は、当行は申込人からの依頼とみなし、申込人の照会依頼内容に基づく照会内容を当行所定の方法で、VALUX接続ID等の申込人の占有・管理する端末に返信するものとします。

(3) 返信内容の取消、訂正

申込人から照会を受けて既に当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 免責事項

(1) 通信手段の障害等

通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、申込人は、振込・振替内容確認画面の確認コードを送信した後に回線等の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店に確認してください。

(2) 端末の不正使用等

当行が振込・振替サービスまたは照会サービスの依頼を受付けた際、送信された暗証番号、支払指定口座番号、VALUX接続ID等および受取人番号等と、申込書の暗証番号、支払指定口座番号、VALUX接続ID等および受取人番号等との一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を申込人とみなし、通信ソフト、端末、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。

6. 届出の変更等

暗証番号、支払指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、申込人は、当行所定の書面によりお取引店宛直ちに届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 海外からの利用

本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、海外からのご利用については、

各国の法律・制度・通信事情等によりご利用頂けません。

8. 反社会的勢力等との取引拒絶

9 (4) ②Aから H および③AからEに一つでも該当する場合には、当行は本サービスの申込みをお断りするものとします。

9. 解約等

(1) 申込による解約

申込による解約の場合は、「申込書」に必要事項を記載して提出する方法によって解約の手続きをとるものとし、解約の届出は当行の解約処理終了と同時に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通知を要しない解約

申込人に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は、何らの通知を行うことなく、本サービスのお客様への提供を停止または本契約を解約することができます。

- ① 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別精算開始もしくは民事再生手続開始その他適用あるいは倒産手続開始の申立があった時、または申立を受けた時。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた時。
- ③ 住所変更の届出を怠るなど申込人の責に帰すべき事由によって、当行において申込人の所在が不明となった時。
- ④ 当行に支払うべき手数料を3ヶ月支払わなかった時。
- ⑤ 一年以上にわたって本サービスの利用がない時。
- ⑥ 相続の開始があった時
- ⑦ 申込人がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
- ⑧ 申込人が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑨ 申込人が、次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者（以下A～Gに該当する者これらを「暴力団員」という。）
 - H. または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑩ 申込人が、自らまたは第三者を利用していずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- ⑪ 本サービスの利用に必要な通信手段が提供されなくなった場合
- (3) 本契約が解約により終了した場合には、その解約時までには処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

10. 規定の準用

- (1) 本契約に定めない事項については普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定、貯蓄預金規定、その他預金関連規定および各種カードローン規定を適用または準用するものとします。
- (2) 振替および振込取引等に関する振込通知の発信後の取扱いで本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

11. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による変更は、変更を行う旨及び変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知するものとします。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. 秘密保持

申込人は、本サービスに伴って知り得た当行の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。

1 3. 契約期間

本契約の当初契約期間は申込日から1年とし、契約期間満了までに申込人、または当行から解約の申出をしない限り、期間満了後の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

1 4. 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、那覇地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上
株式会社 沖縄銀行
(2023年12月1日現在)